

2023年8月1日

各位

株式会社 HALVO ホールディングス  
代表取締役社長 兼 COO 永原 一佳

監査等委員会設置会社への移行および役員人事、定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年7月27日臨時株主総会において、2023年8月1日効力発生を条件として、現在の「監査役設置会社・監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することをご承認いただきました。またこれに伴い定款の一部変更及び役員的人事をご承認いただきましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

### 1. 監査等委員会設置会社への移行

#### (1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、「監査等委員会設置会社」へ移行することを決定いたしました。

#### (2) 移行の時期

2023年7月27日（木）臨時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただきましたので、2023年8月1日（火）効力発生として移行いたします。

### 2. 定款一部変更

#### (1) 変更の目的

##### ① 事業目的の追加

事業の拡大と今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条に事業目的を追加するとともに、これに伴う条数等の変更を行うものであります。

##### ② 監査等委員会設置会社への移行

上記1.(1)のとおり監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2)変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3)移行の時期

2023年7月27日(木)臨時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただきましたので、2023年8月1日(火)効力発生として移行いたします。

3. 監査等委員会設置会社に移行した後の役員人事

(1)取締役(監査等委員である取締役を除く。)

氏名	新役職名	旧役職名
山崎 喜一郎	代表取締役会長兼 CEO	同左
永原 一佳	代表取締役社長兼 COO	同左
柳生 良治	専務取締役兼 CTO	同左
風間 麻衣子	取締役兼 CFO	同左
山崎 壮一郎	取締役	同左
岡田 仁陽	社外取締役	同左
手塚 貞治	社外取締役	同左

※社外取締役 清水敏男は、任期満了につき退任いたしました。

(2)監査等委員である取締役

氏名	新役職名	旧役職名
仲村渠 千鶴子	社外取締役 監査等委員	常勤監査役
三井 高尚	社外取締役 監査等委員	社外監査役
村中 誠	社外取締役 監査等委員	社外監査役

以上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条（商 号） （条文省略）</p> <p>第2条（目 的） 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の経営管理を行うことを目的とする。</p> <p>(1) 水処理施設、水質改善装置等に関する設計、施工、維持管理、コンサルティング等の業務</p> <p>(2) 水処理施設、水質改善装置、高効率水処理資材等の輸出入、売買等の業務</p> <p>(3) 水処理施設で使用される機器類及び薬品資材の売買等の業務</p> <p>(4) 水処理、水質改善等のプラント運営、監理、コンサルティング、リサイクル及び処理に関する事業</p> <p>(5) バイオマス燃料、敷料、土壌改良材、油吸着材等の加工製造、売買等の業務</p> <p>(6) 家畜糞、食品残渣等の堆肥化、肥料化、電力化、飼料化等リサイクル及び処理に関する事業</p> <p>(7) 農業に関する資材の製造、売買、輸出入、コンサルティング等の業務</p> <p>(8) 防災用品等の製造、売買、輸出入、コンサルティング、管理等の業務</p> <p>(9) 造園緑化に関する設計、施工、維持管理等の業務、清掃等の関連業務</p> <p>(10) 緑化及び水処理に係る資機材の売買、レ</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条（商 号） （現行どおり）</p> <p>第2条（目 的） 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の経営管理を行うことを目的とする。</p> <p>(1) 水処理施設、水質改善装置等に関する設計、施工、維持管理、コンサルティング等の業務</p> <p>(2) 水処理施設、水質改善装置、高効率水処理資材等の輸出入、売買等の業務</p> <p>(3) 水処理施設で使用される機器類及び薬品資材の売買等の業務</p> <p>(4) 水処理、水質改善等のプラント運営、監理、コンサルティング、リサイクル及び処理に関する事業</p> <p>(5) バイオマス燃料、敷料、土壌改良材、油吸着材等の加工製造、売買等の業務</p> <p>(6) 家畜糞、食品残渣等の堆肥化、肥料化、電力化、飼料化等リサイクル及び処理に関する事業</p> <p>(7) 農業に関する資材の製造、売買、輸出入、コンサルティング等の業務</p> <p>(8) 防災用品等の製造、売買、輸出入、コンサルティング、管理等の業務</p> <p>(9) 造園緑化に関する設計、施工、維持管理等の業務、清掃等の関連業務</p> <p>(10) 緑化及び水処理に係る資機材の売買、レンタル等の業務</p>

<p>ンタル等の業務</p> <p>(11) 花卉、観葉植物、培養土、肥料その他園芸資材、製品の生産、輸出入、売買、レンタル等の業務</p> <p>(12) 土木、建築の設計、施工、監理、資材売買等の業務</p> <p>(13) 凝集剤、特殊活性炭及びその他環境整備用薬剤の製造、販売、研究及び開発</p> <p>(14) 環境整備用資材及び水インフラに関する資材の販売</p> <p>(15) 測量事業並びにこれに附帯する不動産売買及び仲介業務</p> <p>(新設)</p> <p><u>(16)</u> 労働者派遣事業</p> <p><u>(17)</u> 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>第3条（本店の所在地） （条文省略）</p> <p>(新設)</p> <p>第<u>4</u>条（公告の方法） （条文省略）</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第<u>5</u>条（発行可能株式総数） （条文省略）</p> <p>第<u>6</u>条（株券の不発行）</p>	<p>(11) 花卉、観葉植物、培養土、肥料その他園芸資材、製品の生産、輸出入、売買、レンタル等の業務</p> <p>(12) 土木、建築の設計、施工、監理、資材売買等の業務</p> <p>(13) 凝集剤、特殊活性炭及びその他環境整備用薬剤の製造、販売、研究及び開発</p> <p>(14) 環境整備用資材及び水インフラに関する資材の販売</p> <p>(15) 測量事業並びにこれに附帯する不動産売買及び仲介業務</p> <p><u>(16)</u> <u>土系舗装材の製造、販売、研究、開発及びコンサルティング等の業務</u></p> <p><u>(17)</u> 労働者派遣事業</p> <p><u>(18)</u> 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>第3条（本店の所在地） （現行どおり）</p> <p><u>第4条（機関）</u> <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。</u></p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第<u>5</u>条（公告の方法） （現行どおり）</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第<u>6</u>条（発行可能株式総数） （現行どおり）</p> <p>第<u>7</u>条（株券の不発行） （現行どおり）</p>
---	---

<p>(条文省略)</p> <p>第7条 (株式の譲渡制限) (条文省略)</p> <p>第8条 (相続人等に対する株式の売渡し請求) (条文省略)</p> <p>第9条 (基準日) (条文省略)</p> <p>第10条 (募集株式の発行) (条文省略)</p> <p>第11条 (株主名簿管理人) (条文省略)</p> <p>第12条 (株式取扱規程) (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条 (招集) (条文省略)</p> <p>第14条 (招集手続の省略) (条文省略)</p> <p>第15条 (議長) (条文省略)</p> <p>第16条 (決議) (条文省略)</p> <p>第17条 (株主総会の決議の省略)</p>	<p>第8条 (株式の譲渡制限) (現行どおり)</p> <p>第9条 (相続人等に対する株式の売渡し請求) (現行どおり)</p> <p>第10条 (基準日) (現行どおり)</p> <p>第11条 (募集株式の発行) (現行どおり)</p> <p>第12条 (株主名簿管理人) (現行どおり)</p> <p>第13条 (株式取扱規程) (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第14条 (招集) (現行どおり)</p> <p>第15条 (招集手続の省略) (現行どおり)</p> <p>第16条 (議長) (現行どおり)</p> <p>第17条 (決議) (現行どおり)</p> <p>第18条 (株主総会の決議の省略) (現行どおり)</p>
--	---

<p>(条文省略)</p> <p>第18条 (議決権の代理行使) (条文省略)</p> <p>第19条 (株主総会議事録) (条文省略)</p> <p>第4章 取締役、代表取締役及び取締役会</p> <p>第20条 (取締役の員数) 当社の取締役は、3名以上とする。  (新設)</p> <p>第21条 (取締役の選任) <u>取締役は、</u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。 2. 取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p>第22条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  <u>2. 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u>  (新設)</p>	<p>第19条 (議決権の代理行使) (現行どおり)</p> <p>第20条 (株主総会議事録) (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役、代表取締役及び取締役会</p> <p>第21条 (取締役の員数) 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く) は、3名以上とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p> <p>第22条 (取締役の選任) <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。 2. 取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p>第23条 (取締役の任期) 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  (削除)</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとす</u></p>
--	--

<p>第23条（代表取締役及び役付取締役）      当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役1名以上を定め、その内1名を社長とする。</p> <p>2. 必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役の中から取締役会長1名、取締役副会長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条（業務執行）      （条文省略）</p> <p>第25条（取締役会の設置）      当社に取締役会を置く。</p> <p>第26条（取締役会の招集権者及び議長）      （条文省略）</p> <p>第27条（取締役会の招集通知）      （条文省略）</p> <p>第28条（取締役会の決議）      （条文省略）</p> <p>第29条（取締役会の決議の省略）      取締役が取締役会の決議の目的である事項</p>	<p>る。</p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第24条（代表取締役及び役付取締役）      当社は、取締役会の決議によって、取締役 <u>（監査等委員である取締役を除く。）</u> の中から代表取締役1名以上を定め、その内1名を社長とする。</p> <p>2. 必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役 <u>（監査等委員である取締役を除く。）</u> の中から取締役会長1名、取締役副会長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第25条（業務執行）      （現行どおり）</p> <p><b>（削除）</b></p> <p>第26条（取締役会の招集権者及び議長）      （現行どおり）</p> <p>第27条（取締役会の招集通知）      （現行どおり）</p> <p>第28条（取締役会の決議）      （現行どおり）</p> <p>第29条（取締役会の決議の省略）      取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案</p>
--	--

<p>について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (削除)</p>
<p>第30条（取締役会議事録） （条文省略）</p>	<p>第30条（取締役会議事録） （現行どおり）</p>
<p>第31条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>第31条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議をもってこれを定める。</p>
<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p><u>第32条（監査役及び監査役会の設置）</u> <u>当会社に監査役及び監査役会を置く。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p><u>第33条（監査役の員数）</u> <u>当会社の監査役は3名以内とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p><u>第34条（監査役の選任）</u> <u>監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p><u>第35条（監査役の任期）</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>



<p><u>主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。</u></p>	
<p><u>第36条（常勤の監査役）</u></p> <p><u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第37条（監査役会の招集通知）</u></p> <p><u>監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第38条（監査役会の決議の方法）</u></p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第39条（監査役会の議事録）</u></p> <p><u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>第40条（監査役会規程）</u></p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>第41条（監査役の報酬等）</u></p> <p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもつ</u></p>	

<p><u>てこれを定める。</u></p>	
	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第32条 (常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第33条 (監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第34条 (監査等委員会の決議の方法)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第35条 (監査等委員会の議事録)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第36条 (監査等委員会規程)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
	<p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p>

(新設)	<u>第37条 (会計監査人の選任方法)</u> <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u>
(新設)	<u>第38条 (会計監査人の任期)</u> <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	<u>第39条 (会計監査人の再任)</u> <u>会計監査人は、前条の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新設)	<u>第40条 (会計監査人の報酬等)</u> <u>会計監査人の報酬等については、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u>
	第7章 計 算
第6章 計 算	
第42条 (事業年度) (条文省略)	第41条 (事業年度) (現行どおり)
第43条 (剰余金の配当) (条文省略)	第42条 (剰余金の配当) (現行どおり)
第44条 (中間配当) (条文省略)	第43条 (中間配当) (現行どおり)
第45条 (剰余金の配当等の除斥期間) (条文省略)	第44条 (剰余金の配当等の除斥期間) (現行どおり)
(新設)	<u>(付則)</u> <u>第1条 定款の変更は、2023年8月1日に効力</u>

	<u>を生じるものとし、同日をもって本付則を削除する。</u>
制定・改正履歴	制定・改正履歴
制定 2017年1月24日	制定 2017年1月24日
改正 2017年6月29日	改正 2017年6月29日
改正 2017年12月14日	改正 2017年12月14日
改正 2019年10月29日	改正 2019年10月29日
改正 2020年2月3日	改正 2020年2月3日
改正 2020年9月1日	改正 2020年9月1日
改正 2020年10月19日	改正 2020年10月19日
改正 2021年4月1日	改正 2021年4月1日
改正 2022年6月21日	改正 2022年6月21日
改正 2022年10月25日	改正 2022年10月25日
	<u>改正 2023年8月1日</u>